

北海道情報大学認証基盤アカウント利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における認証基盤（以下「本基盤」という。）において用いる本学アカウントの利用に必要な事項を定め、もって利用者の保護と本基盤の安定的な運用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において使用する各用語の意義は、北海道情報大学認証基盤運用管理規程（以下単に「運用管理規程」という。）第2条において定めるところによる。

(利用者の範囲)

第3条 本基盤の利用者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 北海道情報大学情報セキュリティ対策基本規程（以下単に「対策基本規程」という。）に定める教職員等のうち、情報センター長が登録した者
- (2) 対策基本規程に定める学生等のうち、情報センター長が登録した者
- (3) 対策基本規程に定める臨時利用者のうち、情報センター長が許可した者

(識別コードの取得)

第4条 本学の情報システム又は部局情報システムを、識別コードによる主体認証を伴って利用する利用者は、情報センター長が別に定める手続きにより、識別コードを取得しなければならない。

(臨時利用者への許可)

第5条 情報センター長は、第3条第3号の臨時利用者について、次の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、本基盤の臨時利用者として、識別コードを交付するものとする。

- (1) 部局責任者から臨時利用の目的・範囲及び期間等を明示して臨時利用者による本基盤の利用の申請があったとき
 - (2) その他情報センター長が特に必要があると認めたとき
- 2 部局責任者は、前項第1号の臨時利用の申請事項について変更（利用資格の喪失を含む。）が生じたときは、速やかに変更内容を情報センター長に届け出なければならない。
- 3 部局責任者は、第1項第1号に基づき臨時利用者の利用を申請し許可された際、許可された臨時利用者に対してこの規程を遵守させるよう必要な措置を講じるとともに、許可された臨時利用者に対して、必要と認めた場合、北海道情報大学情報セキュリティ対策基本方針（以下単に「情報セキュリティ対策基本方針」という。）及び、関係諸規程を遵守させなければならない。
- 4 情報センター長は、第1項第2号に基づき臨時利用者の利用を許可した際、許可した臨時利用者に対してこの規程を遵守させるよう必要な措置を講じるとともに、許可した臨時利用者に対して、必要と認めた場合、情報セキュリティ対策基本方針及び関係諸規程を遵守させなければならない。

(識別コードの付与)

第6条 識別コードは、利用者ごとに一意となるよう個人に対して付与するものとし、複数の者が共用する目的では付与しない。

- 2 かつて利用していたが現在利用していない識別コードを他者に再割り当てする場合は、最終の利用時から再割り当てまで最低24か月の期間を設けるものとする。

(識別コードの交付)

第7条 本基盤の識別コード及び主体認証情報を交付（再交付を含む。）する場合は、本学発行の身分証明書又は学生証による対面での確認、学内便を用いた送付又はそれに準ずる方法により

本人性と実在性を確認して行うものとする。

(識別コードの一時停止と復帰)

第8条 情報センター長は、法令、情報セキュリティ対策基本方針、その他本学の諸規程に定める遵守事項に違反する利用者の識別コードを発見したとき又は利用者の主体認証情報が他者に使用され、若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、本基盤と認証接続している全部又は一部の認証接続システムとの当該識別コードを使用した認証接続の一時停止又は制限を行うことができる。

2 情報センター長は、前項に定める一時停止又は制限を行った場合は、その旨を当該利用者の所属する部局責任者に報告するものとする。

3 部局責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を当該利用者に通知するものとする。ただし、電話及び郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

4 第1項の一時停止又は制限を受けた利用者が、当該識別コードの違反の状況又は危険を解消する措置を講じて識別コードを使用する認証接続の復帰を希望するときは、その旨を部局責任者に申し出るものとする。

5 部局責任者は、前項の申し出を受けたときは、当該識別コードの措置の状況を確認し適切であると判断した後、情報センター長に報告し、情報センター長は識別コードの復帰並びに必要なに応じて主体認証情報の再交付を行うものとする。

(接続サービスの利用)

第9条 本基盤から交付されるアカウントによる認証接続システムのサービスの利用資格は、接続先のサービスが定める規程や利用ポリシー等に準拠しなければならない。

(利用者情報の提供)

第10条 本基盤は、利用者の同意に基づき、接続先のサービスに対して、利用者に関する属性情報を送信するものとする。

2 利用者は、接続先のサービスを利用する際、本基盤から送信される属性情報を確認し、個々のサービスの利用の可否を適切に判断するものとする。

(遵守すべき規程等)

第11条 利用者は、本基盤を利用して認証接続システムを利用する際、法令を遵守するとともに、当該情報システムあるいはそのシステムのサービスの利用に関する規程等を含む契約に基づく定めを遵守しなければならない。

(電子証明書の取得)

第12条 認証接続システムを、電子証明書による主体認証を伴って利用する利用者は、北海道情報大学認証局ポリシー及び運用規則に定める手続きにより電子証明書を取得しなければならない。

(電子証明書の失効と再発行)

第13条 情報センター長は、この規程に定める遵守事項に違反する電子証明書を発見したとき又は主体情報が他者に使用され、若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、電子証明書を失効し、その旨を該当する電子証明書を利用している利用者等の所属する部局責任者に報告するものとする。

2 部局責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を利用者等に通知するものとする。ただし、電話及び郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

3 電子証明書の失効を受けた利用者が、電子証明書の再発行を希望するときは、その旨を情報センター長に申し出るものとする。

- 4 電子証明書の失効を受けた利用者が、電子証明書の再発行を希望するときは、北海道情報大学認証局ポリシー及び運用規程に定める手続きにより申請するものとする。
- 5 情報センター長は、第3項の申出を受けたときあるいは前項による申請で電子証明書が再発行されたときは、電子証明書を利用する上での安全性の確認を行った後、速やかに電子証明書を再発行するものとする。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学アカウントの利用に関し必要な事項は、情報センター長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。